

よくある質問（FAQ）追加・更新一覧

1次支援説明会（2026年7月7日）でいただいたご質問等を踏まえた、FAQページへの追加・更新内容のまとめです。

No.	区分	質問	回答
申請について			
1	既存FAQへ追記	（1次・2次の交付決定と撤去完了目標について） 対象：1次支援審査と2次支援審査の違いを教えてください。	1次支援と2次支援の交付決定は別のタイミングで行われます。廃屋の撤去・減築については、 令和9年度末（2028年2月末） の完了を目指して計画いただくようお願いしています。全体のスケジュールに余裕を持ってご検討ください。
2	既存FAQへ追記	（既存所有者による自己活用について） 対象：廃屋の購入・取得が完了している場合でも申請できますか。	既存の所有者がそのまま改修・リノベーションを行い、観光施設として再生する費用（廃屋を撤去せずに活用する場合）は、本事業の対象外です。
3	既存FAQへ追記	（使用停止の証明書類について） 対象：「建物の大部分の使用が停止されている」とは、具体的にどのような状態ですか。	使用停止から概ね5年を経過していることを示す証明書類については、形式を問いません。報道記事、廃業を証する資料、電気・ガス・水道の使用履歴等が例として挙げられますが、信憑性をもって説明できる資料であれば差し支えありません。
4	新規追加	新たに整備する宿泊施設等の延床面積は、撤去する廃屋より小さくても問題ありませんか？	2次支援を受けるための新たな宿泊施設等については、撤去する廃屋と同等以下の延床面積であることが要件の一つです（公募要領2-3参照）。新たに整備する施設の延床面積が撤去する廃屋の延床面積を下回る場合、この面積要件は満たすものと考えられます。
5	新規追加	対象となる廃屋に隣接する付随施設（立体駐車場等）は、延床面積に算入できますか？	対象施設と構造的に一体利用されている付随施設であれば、延床面積の算入対象となる余地があります。ただし施設間の一体性や用途の実態を踏まえた個別判断となりますので、事前相談にてお気軽にご確認ください。

No.	区分	質問	回答
補助対象について			
6	既存FAQへ追記	(大都市圏の取扱いについて) 対象：温泉地以外の観光地でも対象になりますか。	本事業の趣旨は地方温泉地等の観光の中心地の再生にありますが、所在地が大都市圏であることのみを理由に一律に対象外とするものではありません。該当性が不明な場合は、事前に事務局へご相談ください。
7	新規追加	対象エリアの規模はどのくらい必要ですか？区域面積の基準はありますか？	本事業における地域再生・エリア再生については、一律に何㎡以上といった区域面積の基準を設けているものではありません。 重要なのは、個別施設の撤去・再生にとどまらず、廃屋の撤去・減築を契機として、新たな宿泊施設等の観光施設再生や周辺事業と一体的に、観光地・地域全体のにぎわい再生につながる計画となっているかという点です。 対象エリアの範囲、観光客の回遊性、周辺施設との関係、地域課題等を踏まえたご案内となりますので、具体的にご検討の際は事前相談にてお気軽にご確認ください。
8	新規追加	本事業で想定しているモデルケースを教えてください。	温泉地など観光の中心地に残る大規模な廃旅館・廃ホテル等を、後継事業者による新たな宿泊施設等の観光施設として再生し、あわせて周辺事業（広場整備・回遊導線の改善・商業機能の導入等）を実施することで、エリア全体のにぎわい再生を図るようなケースを想定しています。 個別施設の再生だけでなく、エリア再生計画を通じて地域全体の課題や将来像を整理し、廃屋再生と周辺事業を一体的に進めることが重要です。
9	新規追加	古い建物をそのまま活かすのではなく、解体する場合でも補助対象となりますか？	はい。要件を満たす廃屋については、そのまま活用する場合に限らず、解体（撤去・減築）する場合も補助対象となり得ます。 廃屋の撤去・減築費用は2次支援の対象（補助率2/3）です。ただし撤去・減築のみを単独で支援するものではなく、撤去後に新たな宿泊施設等の整備や周辺事業と一体的に行われることが前提です。なお、再生後の新たな施設の建築費用そのものは補助対象外です。

No.	区分	質問	回答
10	新規追加	周辺事業として、既存施設のリノベーション（改修）費用も対象になりますか？	撤去・減築の対象となる廃屋そのもののリノベーション費用は、原則補助対象外です。 一方、周辺事業として実施する既存施設の改修・リノベーションは、エリア再生計画の中で「まちのにぎわい再生に資する事業」として位置づけられ、新たな宿泊施設等との相乗効果が認められる場合には、周辺事業として対象となる可能性があります。該当性が不明な場合は、事前に事務局へご相談ください。
手続きについて			
11	新規追加	採択後に施工する工事会社に制限はありますか？また、土地の抵当権解除費用等は補助対象になりますか？	本制度上、工事会社について「地方公共団体が定める会社のみ」といった一律の制限はありません。ただし、補助事業として適正な発注手続きや見積取得、契約・支払証憑の管理が必要です。 なお、土地・建物の取得費、抵当権解除費用、権利関係の清算費用は補助対象外です。権利関係の調整の進め方については、事前相談でご相談いただけます。
12	新規追加	エリア再生計画の記載事項について、定型のフォーマットはありますか？	エリア再生計画の記載事項について、現時点で定型フォーマットは確定していません。具体的な要件は2次公募要領でお示しする予定です。早期にご案内できる内容がある場合は、別途情報公開いたします。
13	新規追加	補助を受けずに独自でエリア再生計画を策定した場合でも、認定を受けることは可能ですか？	可能です。なお、公募要領上、エリア再生計画は地方公共団体単独ではなく、地域の関係者による「エリア再生計画協議会」を設置したうえで策定いただく必要があります。本事業の補助を受けずに協議会独自で策定いただく形でも問題ございません。その場合も、事務局として1次支援の伴走支援はいたします。
14	新規追加	本事業の申請にあたり、DMOの認定は必要ですか？	DMOの認定を受けていること自体は、本事業の必須要件ではありません。 本事業では、地方公共団体の参画のもと、エリア再生計画協議会を設置し、廃屋の撤去・減築や新たな宿泊施設等の観光施設再生、周辺事業を一体的に進めることが重要です。DMOが必ず構成員として参加しなければならないというものではありませんが、地域の観光振興やエリアマネジメントの観点から、DMO・観光協会・地域金融機関・後継事業者・周辺事業者等、計画の策定・実行に必要な関係者が参画することが望まれます。

No.	区分	質問	回答
15	新規追加	後継事業者とはどのような事業者を指しますか？	後継事業者とは、廃屋の撤去・減築により再生される新たな宿泊施設等を主体的に運営し、地域における事業性・収益性を担う民間事業者を指します（公設民営は対象外）。 申請者と後継事業者が同一法人であっても、別法人であっても構いません。ただし、当該廃屋を従前運営していた事業者やその関係者（旧経営者等）ではない、新たな事業者であることが基本です。

廃屋撤去・再生による地方温泉地等のまちづくり支援事業 事務局（株式会社ダイブグループ）